

事 務 連 絡

令和 2 年 7 月 3 1 日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会

理事長 石指 雅啓

バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について

標記について、国土交通省自動車局旅客課長から、別添「バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について」のとおり連絡がありました。つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、周知方お願いいたします。

担 当：技術安全部（田中・横山）

電 話：03-3216-4015

Eメール：yokoyama@bus.or.jp



事務連絡
令和2年7月31日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について

令和元年12月13日付国自旅第210号「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」の「バス停留所安全性確保対策実施要領」において別途通知することとしておりました安全上の優先度の判定方法について、別添のとおり各地方運輸局等自動車交通部長等に通知いたしましたので、バス停留所安全性確保合同検討会に向け、運輸支局等とともに対応をお願いしたく傘下会員に対して周知をお願い申し上げます。

なお、本件については、道路局及び警察庁と調整済みであることを申し添えます。

事務連絡
令和2年7月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について

令和元年12月13日付国自旅第210号「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」の「バス停留所安全性確保対策実施要領」において別途通知することとしていた安全上の優先度のランク分け（判定）の手法等について、下記のとおり通知するので、バス停留所安全性確保合同検討会に向け、関係機関の協力を得て必要な情報を収集し、対応に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、道路局及び警察庁と調整済みであるとともに、公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。

記

＜バス停留所の安全上の優先度のランク分け（判定）の手法等について＞

- (1) 優先度のランク分けは、優先度が高い順にABCの3段階とする。
- (2) 運輸支局等及びバス事業者は、抽出されたバス停留所（既にバス停留所を存置した上での安全上のハード対策が講じられているものを除く。）について、交通事故の発生状況及び交差点又は横断歩道からの距離（別添図参照）に応じて、優先度のランク分けを実施する。優先度のランク分けにおいて、一のバス停留所が横断歩道に係る要件と交差点に係る要件の双方に当たる場合には、横断歩道に係る要件に従ってランク分けを行う。

なお、安全対策の検討において、同一ランク内における優先度を考慮する必要がある場合には、規制速度、見通し、通学路等を総合的に加味して対応すること。

【Aランク】

- 過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生しているバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所

【Bランク】

- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所

【Cランク】

- A又はBランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- A又はBランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所

事務連絡
令和2年7月31日

警察庁交通局交通規制課長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について

令和元年12月13日付国自旅第210号「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」の「バス停留所安全性確保対策実施要領」において別途通知することとしておりました安全上の優先度の判定方法について、別添のとおり各地方運輸局等自動車交通部長等に通知いたしましたので、お知らせいたします。

また、バス停留所安全性確保合同検討会に向け、情報提供等のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、道路局及び公益社団法人日本バス協会へ通知していることを申し添えます。

事務連絡
令和2年7月31日

道路局路政課長
企画課長
国道・技術課長
環境安全・防災課長

殿

自動車局旅客課長

バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について

令和元年12月13日付国自旅第210号「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」の「バス停留所安全性確保対策実施要領」において別途通知することとしておりました安全上の優先度の判定方法について、別添のとおり各地方運輸局等自動車交通部長等に通知いたしましたので、お知らせいたします。

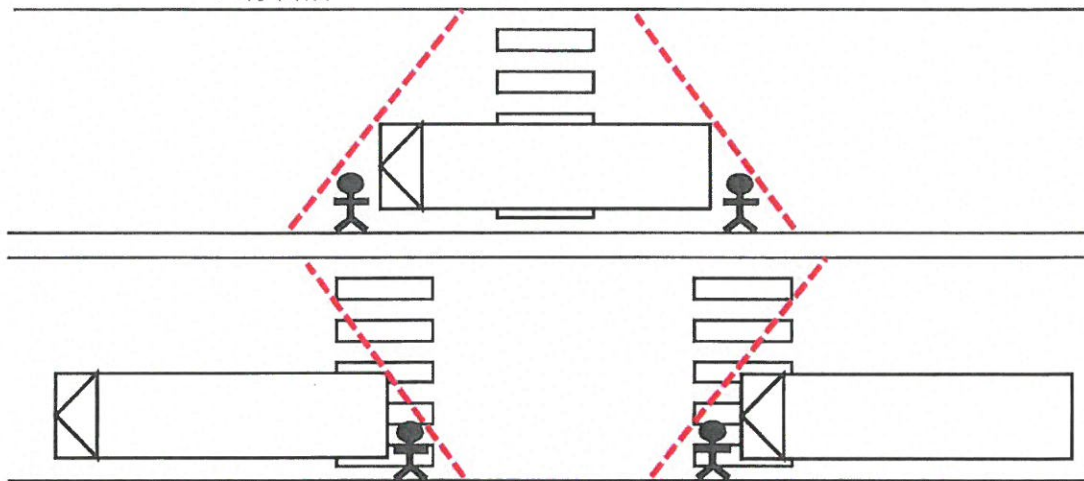
また、バス停留所安全性確保合同検討会に向け、情報提供等のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、警察庁及び公益社団法人日本バス協会へ通知していることを申し添えます。

【図】

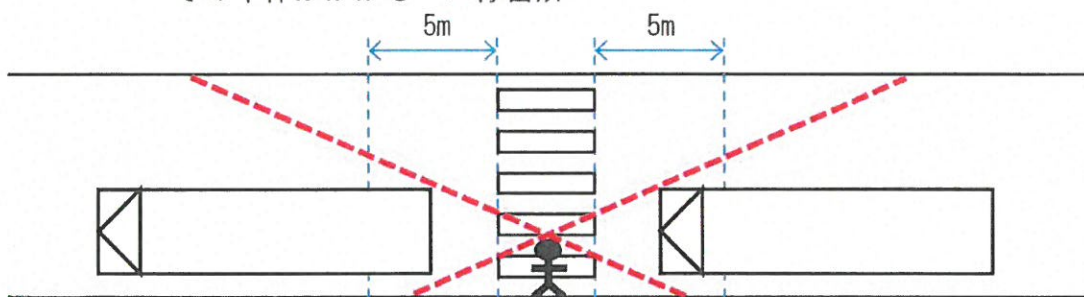
Aランク

- 過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生しているバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所



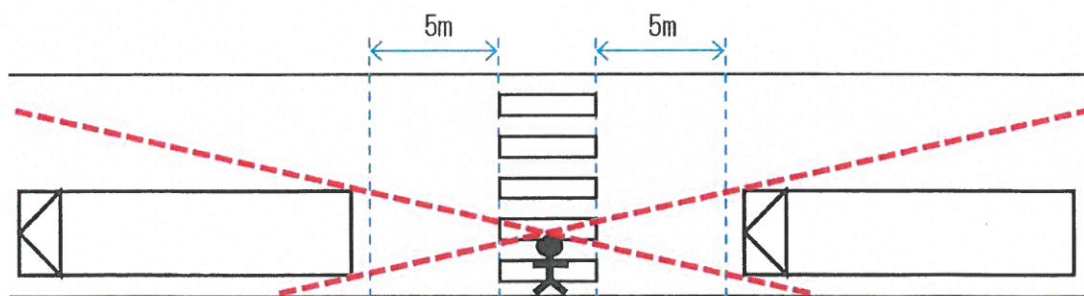
Bランク

- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所



Cランク

- A又はBランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- A又はBランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所



※ 横断歩道の図のみ記載しているが、交差点にも準用すること。